

広島県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設域事務所芸太田支所において、平成二十一年五月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中筒賀下線	山県郡安芸太田町大字加計字猿彦一〇番一地从先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字小原一〇九七番二地从先まで	平成二十二年四月二十七日